

会議顚末書

						記録者	副主査 堀内 紗矢香		
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課長補佐	主 査	査 長	グループ員
件 名	令和 8 年 7 月定例庁議								
年 月 日	令和 8 年 7 月 6 日（月）								
時 間	午前 9 時 30 分～午後 1 時 55 分								
場 所	3 階庁議室								
欠 席 者	なし（審議事項 8 より大貫部長欠席、仲村次長代理出席）								
内 容	【審議事項】 1 感震ブレーカー購入等補助について 資料に基づき防災安全課から説明 《主な意見・質疑等》 ・ 今後のスケジュールで、補助要綱の整備が令和 8 年 7 月となっているが、予算の担保がなければ要綱は告示できないため、令和 8 年 9 月下旬頃に要綱を整備し、10 月から事業を開始するという理解で良いか。 → ご指摘のとおり、補正予算の成立後に要綱を告示し、10 月に訓練や講座の開催などの事業を開始する。 ・ 県から通知が来た時期が遅かったため、6 月補正への上程が間に合わなかったと思われるが、すでに市民が感震ブレーカーを購入している分についても遡及して県からの補助はもらえないのか。 → 現状、県から遡及対応の話はないが確認する。 ・ 感震ブレーカーは、どの程度の震度で反応するのか。 → 一般的には震度 5 以上だが、簡易タイプであれば震度 4 から設定が可能なものがあつたかと思う。 ・ 賃貸物件及びアパート等の共同住宅への感震ブレーカーの設置費用については、県からの補助はないのか。 → 県からの補助はない。火災の発生防止という意味で、市独自で共同住宅にも市の補助対象範囲を広げた。現状、感震ブレーカーの認知度が低いいため、まずは簡易タイプからでも良いので普及を促進していきたいと考えている。 ・ 省エネ家電買換え事業を実施した際に、事前に大型店舗へ補助制度の周知を図ったことにより、店舗側が大きく P R することにつながり、広く周知が行き届いた。本件についても、ホームセンター等へ補助制度の周知を行うことで普及促進につながっていくことが想定されるため、効果的な周知を図っていただきたい。 《協議結果》 了承								
	2 防犯灯制度の見直しについて 資料に基づき防災安全課から説明 《主な意見・質疑等》 ・ これまでに防犯灯の電気料金の負担について、住民自治組織からの要望や意見等								

ほどの程度届いているのか。

→ 2つの住民自治組織から負担が大きいとの意見をもらっている。

- ・ L I N Eを活用して防犯灯に関する申請や情報提供を受付していくことに異論はないが、街路灯については、すでに道路公園課でL I N Eを用いた通報システムを導入しており、防犯灯と街路灯を混同して道路公園課に通報が届くことも想定される。市民にとって街路灯と防犯灯の区別は難しいため、やむを得ない部分もあるが、できるだけそのようなことにならないよう、道路公園課と調整を図っていただきたい。
- ・ 今後、設置する防犯灯のランクをL型にシフトしていくのであれば、今年度新設する際に無駄にS型を付けてしまうことがないように考え方を整理しておいていただきたい。

《協議結果》

了承

3 住民自治組織等の負担軽減・支援に向けた取組みについて

資料に基づき地域づくり推進課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 資料12ページに記載されている議会だより等のポスティング費用は、りゅうほーと同時にポスティングした場合の費用か。
→ りゅうほーと同時にポスティングを依頼しても割引はないため、この金額は変わらない。
- ・ 他自治体で住民自治組織のD Xが進んでいるところはあるか。
→ 横浜市では民間のアプリを導入し、自治会費の徴収でカード払いが可能となっている。
- ・ 「しゃきょうだより」、「シルバーだより」、「日赤茨城」はポスティングの対象としないのか。
→ 原則として回覧形式とする予定だが、これまで通り手元に置きたい市民のために各班に2、3部追加した上で配布することを検討している。「日赤茨城」は寄付の申込書等が付いているため、少し時間はかかるかと思われるが、二次元コードをつけるなど、回覧での対応が可能な方法を検討していく。
- ・ 現在、アパートやマンションにおける行政文書の回覧はどのようなになっているのか。
→ アパートやマンションごとに対応が異なるが、掲示板に掲示しているところが多い。
- ・ 外国人寄宿舍への行政文書配布はどのように実施しているか。
→ 現状、日本語のまま配布しており、自治会に加入していればそのまま回覧されるのが基本となる。特別対応は難しいと考えるが、大きな寄宿舍がある自治会に状況を確認するとともに、必要に応じて寄宿舍を管理している会社にも話を聞いてみたい。

《協議結果》

了承

4 龍ヶ崎市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の改定について

資料に基づき障がい福祉課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 「基幹相談支援センター」とは障がい福祉課を指すと思うが、どのように強化するのか。
→ 地域の事業所等と連携しながら、顔の見える関係を構築していく。

- ・ 障がい児支援の人材育成の推進は、民間事業所の人材育成でよいのか。
→ 高度障がいに関する研修などの受講の促進や的確な支援が行われているかの確認などを実施していく。
- ・ こども発達センターでは、各事業所に対して年1回研修を実施しているので、障がい児支援における人材育成の面で連携していきたい。

《協議結果》
了承

5 龍ヶ崎市いのち支える自殺対策計画の改定について

資料に基づき障がい福祉課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 市自殺対策推進委員会のメンバーに民間企業も入れてはどうか。
→ 民間企業の意見は、ヒアリングを実施した上で計画に反映させる予定である。
- ・ 自営業者は相談できる体制があまりないと思われるので、実態把握に努めていただきたい。

《協議結果》
了承

6 中小企業・小規模企業振興基本計画の改定について

資料に基づき商工観光課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 策定方針は、全員協議会で説明していただきたい。
- ・ 今後の方向性に、資金調達や創業の促進といった記載があるが、例えば、企画課で所管している「ローカル10,000プロジェクト」や「地域総合整備資金（ふるさと融資）」などの国の制度もあるので、庁内で情報収集を行いながら策定を進めていただきたい。
- ・ 空き店舗の活用が創業促進に繋がると思われるので、まちの魅力創造課と連携を図っていただきたい。

《協議結果》
了承

7 第2期龍ヶ崎市空家等対策計画骨子（案）について

資料に基づきまちの魅力創造課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 計画期間8年とした場合、計画の途中である4年後に市の最上位計画が終了してしまうため、計画期間を12年にするなど再検討してはどうか。
→ 将来ビジョンとの整合性を図りながら検討していく。
- ・ 空き店舗活用への支援を計画に反映していただきたい。
- ・ 「空家バンク活用促進事業補助金」は、空家バンクに登録している人への補助制度なのか、または、空家を購入した人への補助制度なのか。
→ 空家を購入した人への補助制度である。
- ・ 計画の対象となるかわからないが、空家を狙った盗難が増加しているので、盛り込めるのであれば防犯対策の視点を入れることも検討していただきたい。
- ・ 市民への情報提供として、「民法改正等の周知」とあるが、どの時点での民法改正を周知するのか。

- 計画に掲載するものは現時点で改正があったものにはなるが、それ以降の改正については、講演会や市公式ホームページ等で周知をしていく予定である。
- ・ 関係機関、専門団体との連携について、専門家は司法書士のみ記載しているが、弁護士や税理士なども関連してくるため、追記した方がよい。

《協議結果》

了承

8 公印の押印見直しに関する方針（案）について

資料に基づき人事行政課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 今回の押印見直しによって押印しなければいけない文書はどの程度削減できる見込みか。
 - 契約書や委嘱状を除外すると、およそ8割近くのもの押印不要となる見込みである。
- ・ 委任状は押印が必要か。
 - 必要と考えている。
- ・ 「龍ヶ崎市文書取扱規程」やその他の関連規程との整合性を図ることが必要と思われるが、そのあたりはいかがか。
 - 「龍ヶ崎市文書取扱規程」を改正する予定である。同規程において、押印を省略することができるとしている文書の範囲を広げる予定である。
- ・ 行政文書のデジタル化や電子署名については、どのように考えているか。
 - 国は、処分通知をデジタルで発出する際には電子署名を付している。ただし、すべてのデジタル文書に電子署名が必要か否かについては、各自治体で検討するようにということで国からは示されている。現在のところ、公印を押印しないものについては電子署名を付さない方向で検討しているが、今後デジタル都市推進課と協議を進めていく。
- ・ 規程の改正は、人事行政課で行うのか。
 - 各課と適宜調整の上、改正作業は人事行政課で行う。

《協議結果》

了承

9 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030 後期基本計画の策定について

資料に基づき企画課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ KPI は検討中となっているが、幸福度指標はどのようなものを想定しているのか。
 - デジタル庁の地域幸福度指標の活用を基本としたいと考えている。この指標は定められたアンケート設問が51問あり、その回答の集計結果をデジタル庁のダッシュボードへ反映させることで、全国の集計結果との比較が可能となり、成果の見える化が図られる。このため、ダッシュボードへ反映できる設問から指標に落とし込んだ形での設定を基本に検討しており、例えば「〇〇の実感」といった市民がどう感じているかといった実感が測れる指標名にすることを検討している。
- ・ 「快適でシームレスな移動環境の構築」における自転車の活用については、道路交通法の改正に関連する矢羽根の設置などの取組みを掲載していただきたい。
- ・ つくば市でも実施していたと思うが、電子投票を取り入れることも検討していただきたい。

《協議結果》

	了承 10 公共用地等計画連絡調整会議の結果について 資料に基づき都市計画課から説明 《主な意見・質疑等》 ・ 旧保健センターの土地の売却にあたっては、これまでの経緯等を踏まえ、評価額算定の根拠や考え方などについて、改めて鑑定士に確認するなど説明責任を果たせるように進めていただきたい。 《協議結果》 了承 【その他】 特になし。		
要 措 置 事 項			
情 報 公 開	公 開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	